平成２３年（フ）第１５１５０号
東京都千代田区神田美倉町８―312
破産者　栗林　　博
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１８９号
東京都品川区中延５丁目10番２号　ＩＮＮＯＣＥＮＴ　ＨＯＵＳＥ101、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区西大井６丁目９番７号
破産者　有限会社エイ・イー・ティー
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９０号
東京都品川区中延５丁目10―２―101
破産者　沼田　悦夫
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９１号
東京都品川区中延５丁目10―２―101
破産者　沼田アンジェリカこと　ヌマタ　アンジェリカ　エンリケス
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２５５号
千葉県野田市野田605
破産者　古谷　芳裕
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６７号
東京都中野区江原町２丁目31―７―503
破産者　櫻井　富雄
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２８８号
東京都杉並区浜田山４丁目12―５　シティーハウス浜田山Ｂ棟201
破産者　本多　真二
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３２７号
東京都豊島区池袋２丁目61番８号
破産者　株式会社エルフォルク
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３２９号
東京都足立区西新井本町５丁目12―10―304
破産者　渡邉フミ子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３５０号
東京都豊島区東池袋５丁目41―９―101
破産者　村山　一哉
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３５１号
東京都北区滝野川６―18―７―６、住民票上の住所青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字樋田120―３
破産者　須藤　唯雄
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４１４号
東京都板橋区徳丸３丁目32―４
破産者　風岡　修巳
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４２７号
東京都江東区東雲１丁目８―４―207
破産者　伊東　政男
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４７６号
東京都中央区築地７丁目18―28―303、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区小田６丁目８―８
破産者　長田　真弓
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５１７号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目８―６―202
破産者　藤崎　正冬
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５８８号
埼玉県三郷市彦成４丁目５―９―401
破産者　高宮　清一
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６２４号
東京都葛飾区高砂７丁目１番10号
破産者　株式会社ダイベル
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６２５号
東京都葛飾区新宿４丁目５―28―101
破産者　岡田　　茂
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６５９号
東京都品川区二葉４丁目16―２―202
破産者　鈴木　和美
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６９８号
東京都中野区沼袋４丁目９―13―105
破産者　淺野　眞一
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６９９号
東京都中野区沼袋４丁目９―13―105
破産者　淺野眞由美
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部